

空知興産株式会社の焼却施設に係る地域の概要

1 申請の概要

- (1) 申請者 住所 滝川市東町1丁目1番9号
名称 空知興産株式会社 代表取締役 小田 真人
- (2) 申請年月日 令和3年(2021年)11月10日
- (3) 施設の設置予定場所 雨竜郡雨竜町字恵岱別 207-301
- (4) 施設の種類 施行令第7条第3号(汚泥の焼却施設)
施行令第7条第5号(廃油の焼却施設)
施行令第7条第8号(廃プラスチック類の焼却施設)
施行令第7条第13号の2(産業廃棄物の焼却施設)
- (5) 処理する産業廃棄物の種類
(産業廃棄物)
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体
(特別管理産業廃棄物)
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、感染性産業廃棄物
- (6) 施設の処理方式 ストーカ方式
- (7) 施設の処理能力
- | | |
|-----------------|------------------------|
| (汚泥の焼却施設) | 35.3t/日(24)時間、1.47t/時間 |
| (廃油の焼却施設) | 32.4t/日(24)時間、1.35t/時間 |
| (廃プラスチック類の焼却施設) | 19.4t/日(24)時間、0.81t/時間 |
| (産業廃棄物の焼却施設) | 45.6t/日(24)時間、1.90t/時間 |

2 申請地周辺の状況

- (1) 地勢
地目は山林、原野及び畑で周囲の現況も山林、原野及び畑である。また、当該申請地は都市計画法に該当しない。
- (2) 住宅の存在
申請地周辺 500m以内に人家はない。最寄りの人家は申請地東北東 980mに位置する。
- (3) 生活環境の状況(利水状況など)
申請地周辺に水道水源はなく、最も近い水道水源は予定地から南西約 20km 離れた徳富川(徳富ダム)である。申請地周辺 500m以内に飲用井戸はない。申請地及びその周辺は悪臭・騒音・振動に係る規制区域には指定されていない。

3 当該地域における廃棄物の処理状況

(1) 周辺の処理施設

申請地に隣接して申請者の既存の安定型及び管理型最終処分場、焼却施設、乾燥施設、固化施設、選別施設及び破碎施設が設置されている。

(2) 廃棄物処理の動向

空知管内に現在稼働中の安定型最終処分場は 13 箇所、安定型及び管理型最終処分場は 11 箇所、焼却施設は申請書の既存施設も含めて 2 箇所設置されている。申請者の施設において、各事業場等から排出される産業廃棄物の中間処理、最終処分が行われている。

雨竜町内で現在稼働中の最終処分場は、申請者の安定型及び管理型最終処分場の 2 施設のみとなっている。

4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

(1) 縦覧期間

令和 3 年（2021 年）11 月 26 日（金）～令和 3 年（2021 年）12 月 27 日（月）

(2) 市町村長の意見

令和 4 年（2022 年）1 月 11 日（火）を提出期限として照会する予定。

(3) 利害関係者の意見

令和 4 年（2022 年）1 月 11 日（火）を提出期限として募集する予定。

5 申請者の廃棄物処理業の状況等

(1) 廃棄物処理業の許可取得状況

産業廃棄物処分業では、埋立、焼却、乾燥、破碎、固化、選別、圧縮・梱包、破碎・減容の許可を取得している。（令和 3 年 11 月時点）

また、特別管理産業廃棄物処分業では、焼却の許可を取得している。（令和 3 年 11 月時点）

その他に、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、の許可を取得している。

(2) 申請者への立入検査

令和 2 年（2020 年）11 月 18 日に建設予定地の現地調査を実施し、申請書記載どおりの現況であることを確認した。また、申請者事業場に対する立入調査は、直近では令和 3 年（2021 年）4 月 20 日に実施しており、令和 3 年（2021 年）11 月 25 日にも予定している。

(3) 申請者への不利益処分の状況

処理業許可取得時より現在まで不利益処分は行われていない。

6 その他

(1) 関係市町との協議状況

令和2年(2020年)12月11日に雨竜町と公害防止協定を締結済み。

(2) 他法令の規制

- ・森林法に係る協議中。
- ・大気汚染防止法に係る協議予定。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に係る協議予定。
- ・土壌汚染対策法に係る協議予定。